

# アスベスト含有建築物の解体工事等の届出について

(平成21年4月1日より窓口が変わります)

東京都の条例等が改正され、**多摩地域**（八王子市以外の市）における**届出窓口**が、平成21年4月1日から次のように変わります。

## 1 届出窓口（23区、八王子市、町村の変更はありません）

工事の場所	工事の対象・規模	届出窓口
特別（23）区	すべての工事	各区の環境主管課
八王子市	すべての工事	八王子市環境部環境保全課
その他の市	延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 未満の建築物	各市の環境主管課
	延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物、全ての工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課
西多摩郡の町村	すべての工事	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょの町村	すべての工事	東京都環境局環境改善部大気保全課

## 2 届出様式

工事の内容	届出様式	大気汚染防止法	環境確保条例
		様式第3の4	第35号様式
吹付け石綿の使用面積	15m <sup>2</sup> 以上	○	○
	15m <sup>2</sup> 未満	○	
建築物の延べ面積、工作物の 築造面積	500m <sup>2</sup> 以上	○	○
	500m <sup>2</sup> 未満	○	

## 3 届出の時期及び部数

工事施工開始日の14日前までに、「1」の届出窓口に2部提出してください。

※ 東京都に提出する場合は知事、区役所・市役所の場合は区長・市長あてになります。

※ 環境確保条例第35号様式は、大気汚染防止法の届出と同時に提出してください。

※ 区市によっては、独自の規制を行っている場合がありますので、御注意ください。

### 問い合わせ先

東京都環境局環境改善部大気保全課 新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-3492

東京都多摩環境事務所環境改善課 立川市錦町4-6-3 電話 042-523-3171（代表）